

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成24年3月7日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同月23日から同年4月12日まで縦覧に供する。

平成24年3月16日

香川県知事 浜田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
香川県三豊市三野町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 奥池地区	三豊市建設経済部土地改良課
”	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 神楽田池地区	”
”	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 百々池地区	”
”	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 宮谷下池地区	”
三豊市仁尾町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (農道改修事業) 草木地区	”